

諮問第15号 公文書公開決定等異議申立事件

丹情審答申第 1 号

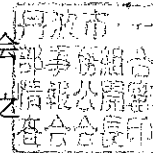
平成25年8月15日

丹波市長 辻 重五郎 殿

(生活環境部環境整備課)

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

会 長 上 脇 博 之



丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例9号）18条の規定に基づき、平成25年3月18日付けで諮問のあった、頭書異議申立事件についての当審査会の判断は、下記答申書記載のとおりである。

答 申 書

(凡例)

- 1 異議申立人の開示を求めている公文書を本件公文書という。
- 2 (仮称) 丹波市クリーンセンター整備・運営事業を本事業という。
- 3 [REDACTED] を本件会社という。

審査会の結論

本件公文書のうち、入札書封筒内の入札書については、当該封筒を開封の上、丹波市情報公開条例7条4号に該当する押印された印影部分を除き、すべて開示すべきである。

入札書封筒については、異議の申立を棄却する。

異議申立および審査の経緯

- 1 異議申立人は、平成24年1月15日、丹波市長（以下「実施機関」という。）に対して、本事業について、平成22年2月19日に公告さ

れた募集に応じて事業参加した本件会社が、同年５月２７日に提出した入札書の開示を求めたところ、実施機関は、平成２５年１月３１日、入札書の入った封筒に押印された前記会社の印影を開示しないとした上で、未開封の状態の入札書封筒の写しを開示し、封筒内に入っていると思われる入札書自体を開示しなかった。

そこで、異議申立人は、同年２月２５日に、丹波市長に対して、入札書の全部を開示すべきであるとして、異議の申し立てをした。

同年３月１８日、丹波市長から当審査会に対して、丹波市情報公開条例１８条に基づき、前記異議申立について諮問があり、当審査会は、同年４月２５日と同年７月１１日の２回にわたり審査を行った。

審査にあたり、当審査会は、異議申立人から異議の申し立ての理由について、また実施機関から本件公文書を部分開示とした理由について、それぞれ意見書の提出を受け、同年６月６日には異議申立人から口頭による意見陳述を受けた。

２　ところで、平成２２年７月３０日に、本事業の入札は、本件会社が本事業への辞退を届け出たため無効となり、その結果、異議申立人が開示を求めている入札書も無効となった。

本件の争点は、第１に、異議申立人が、入札書の全部開示を求めているにもかかわらず、入札書の入っていると思われる未開封状態の封筒を開封する必要性がないとして、平成２５年１月３１日に、公文書である当該封筒のみを開示した処分の適否である。

第２は、同日に、実施機関が、未開封の封筒を開示した際、封筒に押印された前記会社の印影を開示しないとした処分の適否である。

審査会の判断

１　争いのない事実

異議申立人から聴取した意見および提出書類、実施機関（生活環境部環境整備課）の職員から聴取した意見および提出書類などから、おおむ

ね争いのない事実として、以下の事実を認めることができる。

- (1) 丹波市は、本事業については炭化施設の建設および15年間の管理運営とリサイクル施設の建設を一括で総合評価一般競争入札により、事業者を選定することとしたこと
- (2) 丹波市は、平成22年2月19日、本事業の予定価格を、炭化施設整備・運営事業についてのみ提示し、リサイクル施設整備事業については提示しないまま、募集広告を行ったこと
- (3) 前記公募に応じてきたのは、本件会社一社のみであったこと
- (4) 本件会社は、同年5月27日、炭化施設整備・運営事業について、技術提案書とともに入札書を提出したこと
- (5) 本件会社は、同日、リサイクル施設整備事業について、見積設計図書を提出したが、同年7月30日に本事業への辞退届が提出されたこと
- (6) 本事業の募集に応じたのは本件会社一社のみであったため、本件会社が本事業への辞退届を提出したことにより、落札者の決定に至ることなく事業者募集が終了したこと

2 争点1に対する判断

公文書として開示された未開封の封筒の中に入っていると思われる無効の入札書が、本条例の公文書に該当することに異論はない。

問題は、実施機関が、「未開封のまま保存している封筒」そのものの自体を公文書としてとらえ、封筒内に入っていると思われる入札書を開示しなかった理由である。

実施機関は、その理由について、前記のとおり、本事業への入札は無効となり、その結果炭化施設整備・運営事業への入札書も無効となったから、あえて開封する必要性がないと判断した旨主張する。

しかしながら、問題は、開封する必要があるかどうかではなく、開封せずに、入札書封筒の中に入っていると思われる入札書を開示しなか

ったことの合理性である。

当審査会は、入札書封筒を開封することなく、入札書を開示しないことの合理性はないものと判断する。

その理由は、

(1) 開示請求対象となった入札書の情報としての価値は、未開封のまま封筒内にあると思われる入札書の記載内容にあり、封筒ではない

(2) 入札書は、その文書の性格上、公に開示されることが予定された文書であり、これを開示されたことによって、入札に応じた本件会社の利益を大きく損なうおそれはない

(3) 入札書を保有している丹波市には、その保有する入札書を開封する権限があるし、開封することにより何ら支障がないからである。

なお、丹波市において、過去に競争入札において、入札が無効になった後に、未開封の入札書封筒を開封したという先例はないようであるが、このことをもって、本件入札書を開示しない合理的理由があるとはいえない。

したがって、当審査会は、本件公文書について、未開封の入札書封筒を開封した上、丹波市情報公開条例7条4号に該当する入札書に押印された印影を除き、入札書を開示すべきであり、異議申立人の異議は、その限度で理由がある。

3 争点2に対する判断

異議申立人が、平成25年1月15日付けで入札書の開示を請求した際、実施機関は、入札書封筒に押印された印影について、「印影により印鑑を複製することが可能であり、開示することにより、文書の偽造等犯罪につながるおそれのある情報」であるとして、丹波市の印鑑条例に基づく登録印鑑の非公開と同様に扱うことが適当と判断し、本条例7条

4号に該当する、開示に不相当な部分（不開示情報）としたが、この処分は十分に合理的なものであって、正当なものとして是認できる。

したがって、異議申立人は入札書の全部開示を求めて異議の申立を行ったが、入札書の封筒の押印された印影は不開示情報として開示しなかった原処分は変更しない。

4 結 論

以上のとおり、当審査会は、異議申立人及び実施機関から聴取した意見、それぞれ当事者が提出した疎明資料等に基づき慎重に審査した結果、審査会の結論の項で示した結論に至った。

5 審査会委員

上脇博之、高木 甫、卯野秋一郎、渡辺 修、山本 登

以上